

医療等分野の番号の制度設計に関して第8回(9月30日)で事務局から提示した考え方案

項目	第8回研究会(9月30日)に事務局から提示した考え方案(概要)
○ 医療機関で患者を一意的に把握する仕組み(マイナンバーとの関係)	○ 「医療等分野の番号」は、目的等によって異なるID体系で管理された医療情報を突合するために、一意的に識別するための識別子として位置づけるとともに、現在、各医療機関・薬局や地域医療ネットワークで用いられる様々な患者IDは、引き続き、利用できるような仕組みとしてはどうか。
○ 「見える番号」とするか「見えない電磁的な符号」とするか	○ 個人を一意的に識別できる「医療等分野の番号」は、以下の理由から、見えない番号(電磁的符号)としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面への書き取りや人を介在した漏えいを防止するためのセキュリティの観点 ・ 情報の連携は、人の手を介在させず、システム間で連携することが安全・効率的であり、見える番号である必要がない(見える番号だと、システム以外の方法での突合を誘因するおそれがある) ※ 各医療機関や地域ネットワークが利用している患者IDは、医療等分野の番号とシステムで1対1で対応させて管理することで、引き続き、利用できる。
○ 発行方法、発行・管理の機関	○ マイナンバー制度のインフラでは、支払基金の機関別符号は、保険者を異動しても一意的に識別できる符号であるので、医療等分野の番号は、支払基金の機関別符号と1対1で管理する仕組みとしてはどうか。 ○ 支払基金・国保中央会が、保険者から共同で委託を受けた資格管理業務の一環として、医療等分野の番号の生成・管理を行うことで、効率的な仕組みができるのではないかと。 ※ 支払基金・国保中央会が発行・管理する仕組みとした場合、レセプトと医療等分野の番号を1対1で管理できるようにすることは、システム上は、効率的に対応可能ではないかと。
○ 個人番号カードによるオンライン資格確認との関係	○ 医療等分野の番号は、支払基金の機関別符号や電子証明書と1対1で管理される仕組みとした場合、個人を一意的に識別できる識別子であるので、患者本人を厳格に確認した上で利用する観点から、個人番号カードで資格確認した際に、その保険医療機関・保険薬局あてに本人を一意的に識別できる識別子を提供する仕組みとしてはどうか。
○ 番号の取扱いの規制	○ 患者を一意的に識別できる医療等分野の番号そのものが、どのような場合に医療情報に付されるかを整理した上で、取扱いの規制を検討してはどうか。 ○ 電磁的符号は、書きとりや人の手を介在することがないので、番号の告知要求の制限や故意に漏えいした場合の罰則等の必要性は、利用形態を精査しつつ、検討してはどうか。

(9月30日第8回資料) 公的個人認証の仕組みを活用したオンライン資格確認 (イメージ)

機関別符号の取得 (準備段階)

医療保険者

協会けんぽ
健保組合(約1400)
市町村国保(約1700)
国保組合(約160)
後期広域連合(47)等



※番号制度のインフラを基本的に活用
※市町村国保分は国保ネットワークを活用

① 支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けてマイナンバーと1対1で資格情報を管理

支払基金・国保中央会



② 支払基金・国保中央会が全保険者の機関別符号を取りまとめて取得

※符号の取得は支払基金がJ-LISとの窓口になって行う
※符号は保険者を異動しても変わらない医療保険の符号となる

※関係者との調整によって変り得るので現時点のイメージ

地方公共団体システム機構 (J-LIS)



住基ネット経由

住民票コード

情報提供ネットワークシステム経由

電子証明書と資格情報を突合させる (初回の受診時)

本人

保険医療機関 (約17万7千)
保険薬局 (約5万7千)

個人番号カード
電子証明書

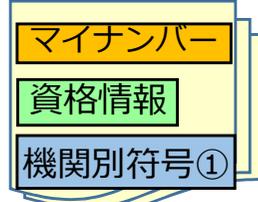


③ ICチップから電子証明書を讀取り、資格情報を請求

電子証明書

レセプト請求の専用回線経由

支払基金・国保中央会



④ 支払基金からJ-LISに電子証明書に対応する機関別符号を照会

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書

住民票コード

機関別符号②

⑤ J-LISは、電子証明書のシリアル番号に対応する住民票コードを引き当て、情報提供NW経由で機関別符号を支払基金に送付

※外来受診(延べ日数) 年間約20億件

⑥ 支払基金は、既に取得している機関別符号①と、新たに電子証明書に対応して送付された機関別符号②をキーにして、電子証明書に対応した資格情報を1対1で突合させる

※機関別符号①と機関別符号②は支払基金が窓口であり同じ符号

保険医療機関等への資格情報の送付 (突合させた後)

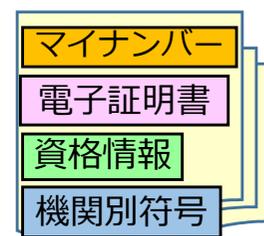
保険医療機関・保険薬局

個人番号カード
電子証明書



⑦ 支払基金・国保中央会は、電子証明書に対応した資格情報を保険医療機関等に提供

支払基金・国保中央会



⑦ 電子証明書の有効性を確認

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書

※突合後は、電子証明書の有効性ののみを確認
※突合後は、患者がどの医療機関に受診しても、その医療機関から照会された電子証明書に対応する資格情報を提供できる

保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備 (平成27年国民健康保険法等改正)

○ 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。

→ 保険者が個別に接続するとコスト大

※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

○ 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。

○ あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。

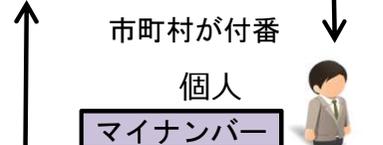
※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等

→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う (平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行)

(※)持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

地方公共団体システム機構
【住基ネット】

住民票コード マイナンバー



各機関は住基ネットに接続し、利用するマイナンバーに対応した機関ごとに異なる符号を取得

情報提供ネットワークシステム

情報の照会に対し提供を許可し、符号同士を紐づけ



地方税・福祉・生活保護・介護保険等

年金

労災・雇用保険

医療保険者の接続・符号の取得を集約化

(支払基金・国保連と保険者との間は既存のネットワークを活用)

医療保険

社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会

符号 被保険者番号 マイナンバー 個人情報

既存のネットワーク

健保組合

被保険者番号
マイナンバー
個人情報

協会けんぽ

被保険者番号
マイナンバー
個人情報

国保組合

被保険者番号
マイナンバー
個人情報

後期広域

被保険者番号
マイナンバー
個人情報

個人ごとの医療保険の加入履歴の管理・提供機能

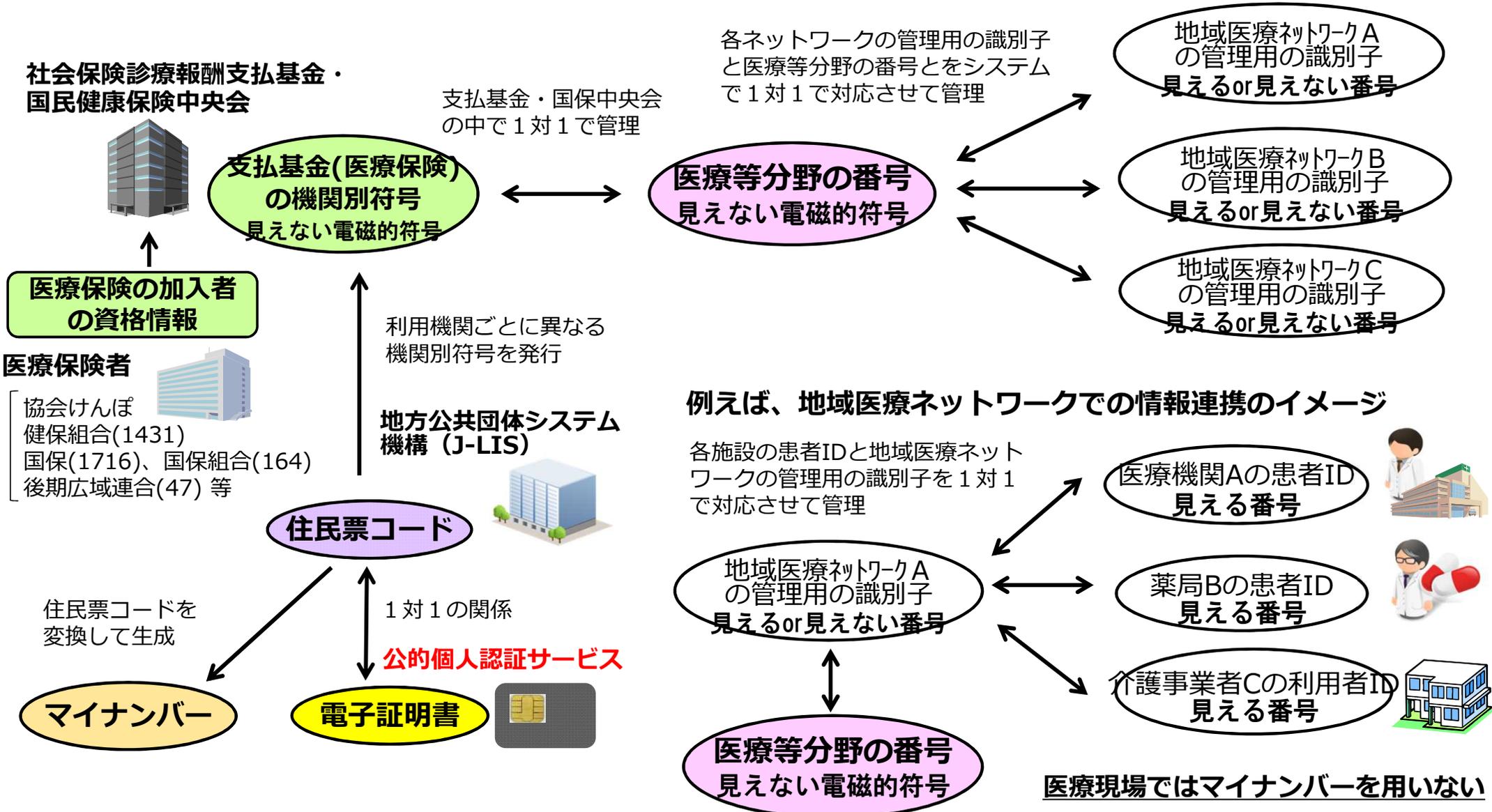
※情報ネットワークとの接続(符号取得)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

医療等分野の番号の体系のイメージ① (情報連携)

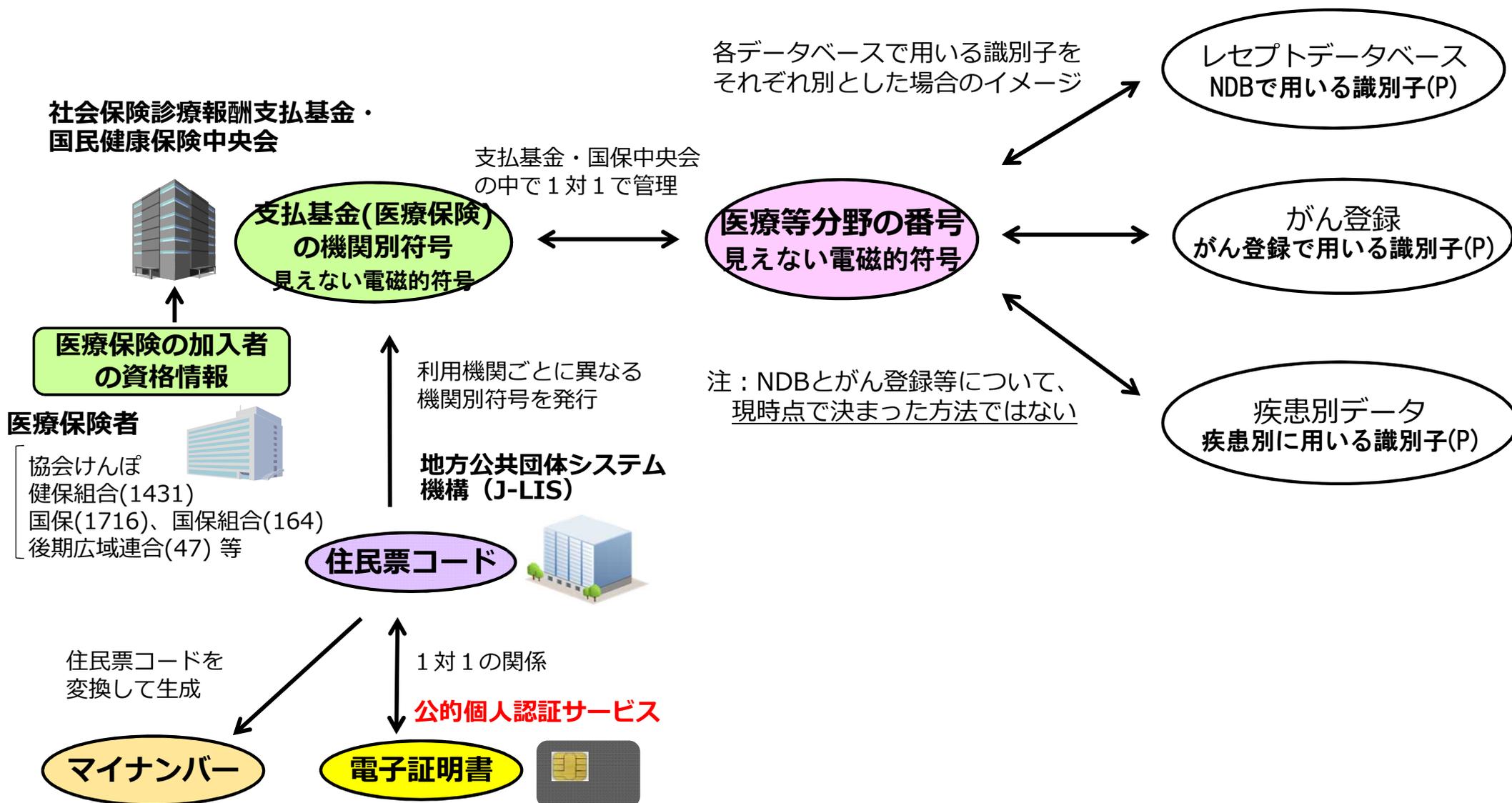
※議論のための素材の1つ

- 異なるID体系で管理された医療情報を突合するための識別子として、本人を一意的に識別できる「医療等分野の番号」を位置づけるとともに、現在、各医療機関・薬局や地域医療ネットワークで用いられている様々な患者IDは、引き続き、利用できるような仕組みとした場合、以下のような体系が考えられるのではないかな。

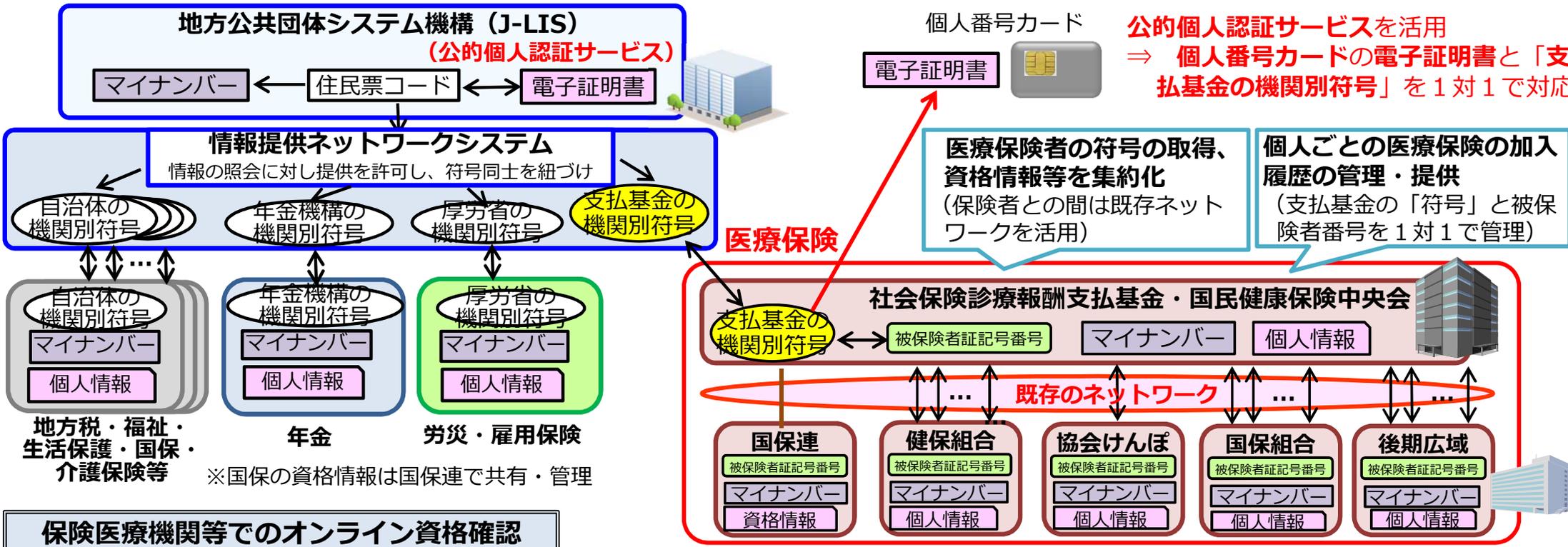


医療等分野の番号の体系のイメージ②（研究分野での利用） ※議論のための素材の1つ

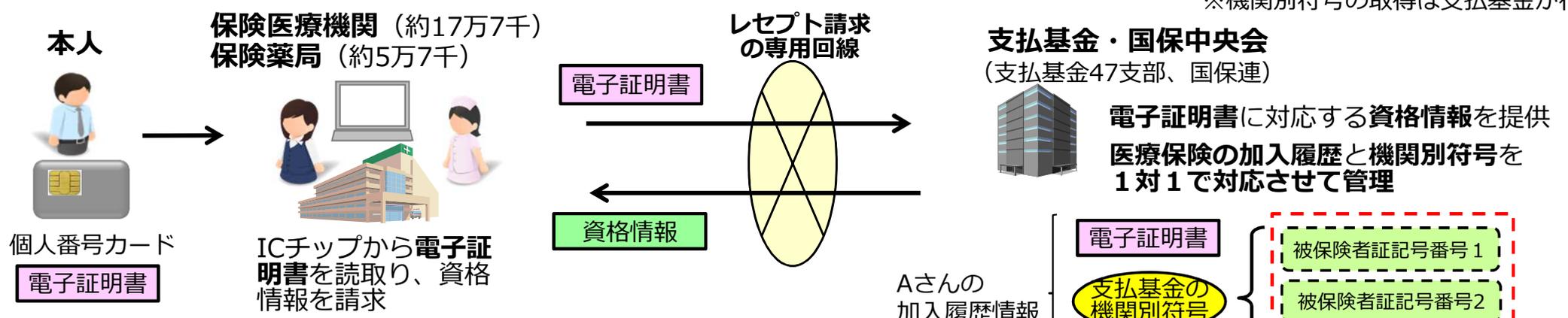
- 研究分野での医療情報の活用に当たって、医療情報の機微性への配慮やセキュリティの観点から、各データベースでそれぞれ別の管理用の識別子を用いる仕組みとした場合、医療等分野の番号を用いて、以下のような体系が考えられるのではないかと。それぞれのデータについて、どのように安全かつ効率的に突合する仕組みが考えられるか。



マイナンバーのインフラを活用した医療等分野の番号の体系のイメージ



保険医療機関等でのオンライン資格確認



医療保険分野で一意的に本人を識別できる識別子を、保険医療機関・保険薬局に提供すれば、情報連携や研究分野で活用できるのではないかと

医療等分野の番号
 保険者を異動しても変わらない識別子の役割
 【個人番号カードの電子証明書と一意的にも対応】

医療等分野の情報連携
 健康・医療の研究分野